

横浜市立神奈川小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は横浜市立神奈川小学校PTAと称し、事務局を神奈川小学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭・学校、及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 民主的教育に対する理解を深め、地域における社会教育の振興をたすける。
3. 保護者と教員と地域社会の協力を増進して、児童の心身の健全な発達を図る。
4. 学校の教育的環境の整備を図る。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。
2. 営利的・宗教的・政党的であってはならない。
3. 他のいかなる団体からも統制や干渉を受けない。
4. 学校及び教育委員会、その他関係当局と教育問題について協議し、意見を具申し参考資料を提供するが、直後に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員資格を得ることができるのは次の通りである。

1. 神奈川小学校に在籍する児童の保護者。
2. 神奈川小学校に勤務する教職員（以下教員と称する）

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会 計

第6条 本会の活動に要する経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって充てる。

第7条 会費は、児童一人につき年間4,000円を納めるものとする。(R5.4変更)

前期2,000円、後期2,000円で徴収とする。教員も同様に納めるものとする。

第8条 会費は会員の事情により会長が延期または減免することができる。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査委員・常置委員

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○会 長：1名（保護者） | ○副会長：2名（保護者） |
| ○会 計：3名（保護者と教員） | ○書 記：3名（保護者と教員） |
| ○常 置：1名（保護者）ただし、当番の年に限る。 | |

第13条 本会に2名の会計監査委員を置く。

第14条 役員及び会計監査委員・常置委員の任期は次の通りとする。(R1.6変更)

1. 役員および会計監査委員の任期は2年とし、再選を妨げないが、同一役職の在任は連続2期を限度とする。ただし、教員についてはこの限りではない。又、常置委員の任期は当番の年、1年とする。
2. PTA会長が横浜市または神奈川区PTA連絡協議会会長等の役職を務めることが確定した場合、特例として、当該年度のPTA会長の任期を次のようにする。

- (1) 前年度の会長が当該年度の会長を引き続き務めることとする。
- (2) 上記 1 の実現が不可能な場合、前年度までに P T A 役員を務めた者が当該年度の会長を務めることとする。
ただし、(1)(2)いずれの場合も子息が当該年度に在籍する場合に限る。
- (3) 第 1 5 条において、会長と常置委員の兼任については、この限りではない。

第15条 役員及び会計監査委員・常置委員の兼任は認めない。

第16条 役員及び会計監査委員・常置委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

第 7 章 役員及び会計監査委員・常置委員の選出

第17条 役員及び会計監査委員・常置委員の選出は次の通り行われる。

1. 次の方法により、役員・会計監査委員・常置委員推薦委員会（以下推薦委員会と称する）をつくる。
 - (1) 各学年から、1名の委員を選出する。（H30.4変更）
 - (2) 教員の中から、1名の委員を選出する。
 - (3) 実行委員の中から、3名の委員を選出する。
 - (4) 推薦委員の中から、委員長を選出する。
2. 推薦委員の氏名は、委員会成立次第文書によって公表する。
3. 推薦委員会は役員及び会計監査委員・常置委員の候補者を本人の承諾を得て決定し、総会の7日前までにその氏名を公表する。
4. 役員及び会計監査委員・常置委員の候補者は、5名以上の推薦人があれば一般会員からも追加推薦することができる。この場合、本人の承諾を得て総会の3日前までに推薦委員会に届け出なければならない。届け出の書式は別に定めるところによる。
5. 推薦委員会は届け出期間終了後速やかに追加候補者の氏名を追加する。
6. 候補者が定員と同じときは総会の承認を得て確定し、候補者数が定員を超えた役職については、別に定める選挙規定によって選出する。
7. 会計・書記（教員）については、学校長に一任する。

第18条 推薦委員は、役員及び会計監査委員・常置委員の候補者になることはできない。

第19条 推薦委員は、その任を終了したときに解散する。ただし、当該年度中に欠員が生じた場合はその任にあたる。

第20条 総会で決定した次年度役員氏名は、総会終了後速やかに公表する。

第 8 章 役員及び会計監査委員・常置委員の任務

第21条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表する。
 - (1) 総会及び実行委員会等すべての集会を主宰する。
 - (2) 推薦委員会・選挙管理委員会以外のすべての正副委員長及び地区指導委員を委嘱する
 - (3) 推薦委員会・選挙管理委員会以外のすべての会合に出席して意見を述べるができる。
 - (4) 必要ある場合は、指名又は委嘱して、委員を他の諸集会に出席させることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故又は不在の場合はその職務を代行する。
3. 会計は総会の決定した予算に基づいてすべての会計事務を処理し、次年度の総会において、会計監査を経た決算報告をする。
4. 書記は総会及び実行委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を正確に記録し、かつ、会長の指示に従って本会の庶務を行う。
5. 常置委員は区 P T A 連絡協議会・各種協議会代表として市 P T A 連絡協議会において協議、情報交換をする。

第22条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行い、その結果を次年度の総会に報告する。

第9章 総 会

第23条 総会は全会員をもって組織され、本会の最高決議機関である。

第24条 総会は、定期総会（年度始め、年度末）と臨時総会とする。

1. 総会（年度始め） 前年度決算、年度計画及び年度予算その他の審議をする。
2. 年度末総会 次年度役員及び会計監査委員の選出並びに事業報告を行なう。
3. 臨時総会 実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員世帯の5分の1以上の同意をもって要求のあった場合に開催する。

4. 書面総会 役員が必要と認めた場合は、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。（R2.5変更）

第25条 総会の定足数は全会員世帯の5分の1とし、委任状を認める。

第26条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 実行委員会

第27条 実行委員会は、本会の役員・専門委員会の正副委員長及び校長・副校長をもって構成する。

第28条 実行委員会は原則として毎月1回開催するが、会長が決定もしくは委員の半数以上の同意がある場合は、中止又は臨時に開くことができる。

第29条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各種委員会により立案された事業計画の審議検討をする。
2. 総会に提出する議案・報告につき検討する。
3. 緊急を要する問題については、総会に代わってこれを審議決定し、後に総会の承認を求めることができる。

第30条 実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の多数決による。

第11章 各種委員会

第31条 実行委員会・推薦委員会のほかに次の専門委員会を置く。

また、必要があれば特別委員会を設ける。

1. 学年成人保健委員会：学校での話題、情報を検討し、各種学習会や共通な体験の場を用意し、会員相互の融和、意識の向上を図る。
2. 広報委員会：広報「かながわ」の発行を通して各種委員会の活動や当面の教育課題等を紹介し会員意識の向上を図る。
3. 地区指導委員会：各地区と連携した取り組みを積極的に行い、地区ぐるみで子どもたちの明るく健やかな成長を目指す。

第32条 専門委員会の委員は次の方法によって選出する。

1. 各学年から学年成人保健委員、広報委員を選出する。
2. 各委員会の委員の任期は1年とし同一委員会の在任は連続2期を限度とする。
3. 各地区から1名ずつの地区指導委員を選出し、地区指導委員会を構成する。
4. 各委員会に委員長1名、副委員長を必要数置く。地区指導委員会の委員長・副委員長は、地区代表の中から選ぶものとする。

第33条 専門委員会は、それぞれの事業計画の立案及び実施に当たっては、実行委員会に諮ることを原則とする。

第12章 細 則 内 規

第34条 本会の運営に当たって必要な細則又は内規を、本規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決により定めることができる。実行委員会は、これを総会に報告しなければならない。

第13章 改 正

第35条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

第14章 付 則

第36条 この規約は

昭和35年5月1日より施行する。

昭和53年12月1日一部改正、昭和53年12月1日より施行

平成元年1月23日一部改正、平成元年4月1日より施行

平成2年3月2日一部改正、平成2年4月1日より施行

平成5年4月16日一部改正、平成5年4月16日より施行

平成6年3月11日一部改正、平成6年3月11日より施行

平成7年3月4日一部改正、平成7年3月4日より施行

平成8年4月30日一部改正、平成8年4月30日より施行

平成16年3月12日一部改正、平成16年4月1日より施行

平成21年4月30日一部改正、平成21年4月30日より施行

- ・会費 月額300円→月額250円

- ・書記 3名(保護者と教員)→2名(保護者)

平成22年4月27日一部改正、平成22年4月27日より施行

- ・会費 月額250円→月額200円

平成23年2月28日一部改正、平成23年4月1日より施行

- ・書記 2名(保護者)→3名(保護者と教員)

平成23年4月28日一部改正、平成23年4月28日より施行

- ・推薦委員の選出 2名(実行委員)→3名(実行委員)

平成24年2月29日一部改正、平成24年2月29日より施行

- ・役員・会計監査の任期 1年→2年

- ・役員・会計監査の同一役職の在任 連続3期を限度→連続2期を限度

- ・役員及び会計監査委員・常置委員の選出 各学級から1名→各学年から学級数×1名

- ・会計監査委員会の項目削除

- ・学年保健成人委員の選出 各学級から2名→各学年から学級数×2名

- ・広報委員の選出 各学級から1名→各学年から学級数×1名

- ・副委員長 2名→必要数(但し、2名以上)

平成25年2月27日一部改正、平成25年4月1日より施行

- ・会費 月額200円→月額300円

平成27年4月21日一部改正、平成27年4月21日より施行

- ・推薦委員の選出 各学年から学級数×1名→各学年から2名(H27.4変更)

平成30年2月20日一部改正、平成30年4月1日より施行

- ・推薦委員の選出 各学年から2名→各学年から1名(H30.4変更)

- ・総会開催時期 4月、3月→年度始め、年度末

令和元年5月17日一部改正、令和元年6月1日より施行

- ・PTA会長の任期特例の追加(R1.6変更)

令和2年5月25日一部改正、令和2年5月29日より施行

- ・会費 月額300円→年額4,400円(R2.5変更)

- (月400円×11カ月で徴収しております)

- ・書面総会に関する条項を追加(R2.5変更)

令和3年5月7日一部改正、令和3年6月1日より施行

- ・卒業式の役員経験者席に関する項目(R3.6変更)

令和5年2月16日一部改正、令和5年4月1日より施行

- ・令和5年度PTA会費に関する件(R5.4変更)

令和6年2月15日一部改正、令和6年4月1日より施行

- ・第4条会員資格に関する件

- ・第32条専門委員会の委員に関する件

選 挙 規 定

- 第1条 この規定は横浜市立神奈川小学校PTA規約第17条6に基づく役員及び会計監査委員・常置委員の選挙に適用する。
- 第2条 選挙を行うために選挙管理委員会を設ける。
- 第3条 選挙管理委員会は各専門委員会の副委員長をもって構成し、委員の互選によって委員長を選出する。
- 第4条 選挙管理委員会は次のことを行う。
1. 投票用紙に関する事項
 2. 開票に関する事項
 3. 当選の確認の発表
 4. その他必要な事項
- 第5条 投票時会場にいる会員はすべて投票権をもつ。
- 第6条 投票は、定員1名のものは単記、定員2名のものは完全連記とし、いずれも無記名1人1票とする。
- 第7条 それぞれの役職について定員数を高点順にとり当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは決選投票を行い、高点者を当選人とする。
- 第8条 選挙管理委員長は開票の結果を確認し、会場で報告する。
- 第9条 選挙管理委員会はその任を終了したときに解散する。
- 第10条 この規定は昭和53年12月1日から実施する。
平成16年3月12日一部改正
平成16年4月1日より施行

神奈川小学校PTA慶弔規定

- 第1条 転退職に対しては、次の記念品（代）を贈りこれを慰労する。
- 教職員の転退職1年未満・・・2,000円
1年以上・・・3,000円（臨時的任用職員含む）
- 第2条 慶弔に関しては次のように定める。
- 教職員の結婚に対しては5,000円を贈り祝意を表す。
会員、本校児童に対しては10,000円と花輪一基を贈り弔慰を表す。
※上記の死亡については、役員及び実行委員に連絡する。
その他の慶弔については、役員・学校長で決定し次の実行委員会にて報告する。
（例・・・会員の人命救助等）
- 第3条 傷病・見舞いについては、次のようにお見舞いをする。
- 児童が傷病で入院2週間以上の場合・・・3,000円
会員が学校行事・PTA行事等で傷病し入院2週間以上の場合・・・3,000円
その他のお見舞いについては、役員・学校長で決定し次の実行委員会にて報告する。

※令和4年4月1日手引きより追記

卒業式PTA本部役員経験者席規定

- 第1条 本部役員を引き受けた児童の卒業式を対象とする。
- 第2条 PTA本部役員経験者席は、保護者席の最前列に用意する。
- 第3条 PTA本部役員経験者席は、学校が決めた指定席とする。